

# 入 札 公 告 (業 務 委 託)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年9月18日

名古屋高速道路公社  
理事長 新開 輝夫

## 1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和2年度名古屋高速道路走行動画等作成業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、お客様に名古屋高速道路を安全・安心・快適に走行していただくために、お問い合わせ等を多く頂く箇所について、予備知識を取得して頂くことを目的とした走行動画の作成を行うものである。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和3年3月15日（月）まで

## 2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働災害保険の加入手続きを行っていること。
- (5) 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (6) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
  - ・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成22年度以降申請書提出日までに、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）、国の機関※、地方公共団体※、公益法人※又は公益民間企業※が発注した同種業務を完了した実績を有すること。

※テクリス検索システムにおけるコリンズ・テクリスの登録等に関する規約第3条第24号に掲げる発注機関情報による。

同種業務とは、次の①及び②に掲げる実績全てを有する業務をいう。なお、業務実績

は同一業務において有する必要はない。

① 動画の作成

・動画の撮影・編集（ナレーション、文字テロップ・イラストの作成を含む）

② WEBページの制作・掲載

- (8) 配置予定管理技術者は、平成22年度以降申請書提出日までに完了した、(7)に示す機関が発注した同種業務の実績を有すること。なお、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（発注者又は受注者）は問わない。
- (9) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

### 3 入札手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）

電話052-919-5642

(2) 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和2年9月18日（金）午前10時00分から令和2年10月27日（火）午後4時00分までに、公社ホームページ内の入札契約情報よりダウンロードしてください。

URL <https://www.nagoya-expressway.or.jp/nyusatu/kokoku/index.html>

(3) 申請資料の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。

ア 期 間 令和2年9月18日（金）から令和2年10月7日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで

イ 場 所 公社会計課

ウ 方 法 持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」とします。

なお、郵送等の場合は期日前日の正午までに必着とします。

(4) 競争参加資格の確認結果は、令和2年10月14日（水）までに通知します。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和2年10月23日（金）午後4時00分まで

イ 提出場所 公社会計課

ウ 提出方法 書面は、持参又は郵送等で提出することとします。

なお、郵送等の場合は期日前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札執行の日時

令和2年10月28日(水)

イ 場所

名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

ウ 入札書の提出

持参又は郵送等で提出してください。(電送による提出は認めません。)

エ 入札回数 3回

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般(指名)競争入札心得(平成18年通達第27号)において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、工事の請負契約等の取扱いに関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第2号)第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(6) 詳細については入札説明書によります。

(7) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものととして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

（１）入札参加資格

ア 企業の業務実績

イ 配置予定技術者の業務実績

（２）総合評価落札方式の評価項目

ア 企業に関する事項の業務の実績

イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

（２）業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類